

令和 7 年(2025 年)農業担い手育成塾塾生募集要領

1 事業目的

新規就農希望者を確保・育成するためのステップ作りを目的とする。

2 実施主体

豊中市

3 実施場所

豊中市浜 2 丁目 4 9 2 - 1

4 実施日

原則、月に 1 度、日曜日の 2 時間 (9:30～11:30) とする。

5 実施内容

就農に必要な知識と技術の習得を図るため、実習及び座学等を行う。

6 受講対象者

次のすべてを満たす者とする。なお、同一世帯の申込みは、1 世帯 2 人までとする。

- (1) 豊中市内の農地で就農する意欲の高い者
- (2) おおむね全日程に参加する意志があること
- (3) 原則、30～50 代の方であること
- (4) 農に関心があり、実習圃場や出荷場所等へ自力で来ることができること

7 受講定員

5 人程度

令和 7 年度受講者は、令和 8 年度以降も継続して申し込むことができ、優先するものとする。

なお、状況に応じて定員を増減することができるものとする。

8 受講料

各人 2,000 円（肥料や道具等の農業用資材の実費費用です。）

ただし、令和 8 年度以降は実施期間の都合上、受講料を変更することがあります。

※受講料は、受講決定時に一括でお支払いいただきます。一度納付された受講料は原則返金しません。その他、作業着、手袋、長靴等実習に必要なものは各自負担となります。

※実習の内容により、別途、実費を徴収する場合があります。

9 募集方法

受講者の募集は公募による。

10 受講申込み

受講を希望する者は、農業担い手育成塾塾生申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、定められた期日までに提出するとともに、市担当部局（産業振興課）による面談を受けなければならない。

11 選考委員

選考委員は、農業委員会会長、産業振興課長、農業担い手育成塾講師、大阪北部農業協同組合営農課長とする。

12 選考委員の代理

選考委員の代わりに、選考委員に指名された者は選考会に出席することができる。

13 選考

選考は、4名の選考委員が受講希望者の面談を行い、採点表に必要事項を記入し、採点するものとする。その後、選考委員で協議を行い、決定する。また、面談の結果、受講を許可したときは、市長は農業担い手育成塾受講決定通知書（様式第2号）を交付する。

また、受講見送りの場合も文書にて通知する。

14 受講辞退

受講者がやむを得ない理由により受講をできなくなったときは、農業担い手育成塾受講辞退届出書（様式第3号）を市長あてに提出しなければならない。

15 その他

農業担い手育成塾を受講し、一定水準以上の知識と技術等があることが認められた者については、斡旋できる農地がでてきた際には農地の斡旋を受けることができる場合があるものとする。

この要領に定めのない事項については、必要に応じて市（産業振興課）が決定するものとする。